

安全報告書

(バス事業)

2025年度

丹後海陸交通株式会社

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

■安全綱領

- 安全の確保は輸送の生命である
- 規程の順守は安全の基礎である
- 執務の厳正は安全の要件である

■安全方針

(1) 「一致協力による安全確保」

全社一致協力して輸送の安全確保に努める。

(2) 「規程の遵守」

安全に関する法令および規程をよく理解・遵守し厳正、忠実に職務を遂行する。

(3) 「状況の理解」

常に輸送の安全に関する状況を理解するように努める。

(4) 「確認の励行」

職務の遂行にあたり推測によらず確認の励行に努め、疑義ある時は最も安全と思われる取扱いをする。

(5) 「人命優先」

事故・災害等が発生した時は、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとる。

(6) 「情報の透明性」

情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。

(7) 「改善」

常に問題意識を持ち、輸送の安全にかかる業務上の改善を行う。

2.2024年度輸送の安全に関する目標及び達成状況

●事故削減目標

種別	目標	実績	備考
人身事故	0件	3件	車内転倒、車外転倒、降車扉接触事案がありました。 ※自動車事故報告規則第2条第3号に該当する報告事案はなし
物損事故（車両相互）	2件	0件	2024年度は前年度同様、左側方を接触させる軽微事故が多く見られました。 前年度多く発生した、後退事故は、ハード・ソフト対策に取り組んだ結果、大きく減少しました。
物損事故（車両単独）	17件	19件	

●車両故障削減目標

種別	目標	実績	備考
路上故障	5件	13件	自動車事故報告規則第2条第11号に該当する事案は8件（京都運輸支局に報告）

3.自動車事故報告規則第2条に規定する事故統計

2024年度	目標	実績
第2条第3号に関する報告 (死者又は重傷者を生じたもの)	0件	0件
同条第9号に関する報告 (運転士の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなったもの)	0件	0件
同条第11号に関する報告 (自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの)	5件	8件
同条14号に関する報告 (高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの)	0件	0件

4.2024年度輸送の安全に関する取り組み実施状況

- (1) 社長・安全統括管理者の職場巡視（3回）
- (2) 安全呼称〔正しい行動・丁寧な対応・意識の集中〕の励行（毎朝朝礼時に実施）
- (3) 安全推進会議の開催（12回）
- (4) 運行管理者会議の開催（12回）
- (5) 内部監査員による輸送の安全に関する内部監査の実施（1回）
- (6) 運転士教育の実施
- (7) 添乗指導等による習熟度の向上（各運転士1回以上）
- (8) 外部研修機関を活用した教育・研修の充実
 - 運行管理者一般講習受講（6名）
 - 運輸安全マネジメントに関する各研修講習会受講（3名）
 - 運輸防災マネジメント研修・セミナー（2名）
 - 旅客自動車ドライバー・クレフィール湖東 安全運転研修（3名）
 - 所轄警察署（外部講師）による安全運転講習会受講（40名）
- (9) 飲酒運転・酒気帯び運転撲滅への取組
 - 飲酒運転防止委員会の開催（3回）
 - 飲酒に対する啓発活動の継続
- (10) 健康管理体制の推進
 - 全運転士への睡眠時無呼吸症候群（SAS）の検査の実施（64名）
 - 脳ドック検査の実施（6名）
- (11) 安全投資
 - 一般路線バス新車導入（中型4両）
 - 高速バス新車導入（2両）
 - 後退時事故防止に資するバックソナーの設置
 - 全車両に対し左広角ミラーの設置
 - 俯瞰カメラ（サラウンドアイ）の設置
 - 左方カメラの設置

社長・安全統括管理者による職場巡視



5.2025年度輸送の安全に関する目標及び重点施策

●安全目標

(1) 人身事故ゼロ

(2) 自損事故・路上故障の減少

【重点施策】 事故・故障を防ぐために行う基本動作の徹底

- ①乗客の状況確認（発進時・運行時・停車時・乗降時の安全確認の徹底）
- ②状況にあった安全な速度と十分な車間距離の保持（冬季は車間距離を通常の2倍以上保持）
- ③安全確認・基本動作の励行
- ④危険予測運転（かもしれない運転）の励行
- ⑤確実な車両整備・日常点検の実施

(3) 疾病に起因する事故防止

【重点施策】 健康管理・感染症等予防の徹底

- ①体調不良時の報告の徹底
- ②二次健診の早期受診
- ③感染予防対策の徹底（手洗い、うがい、咳エチケット）
- ④生活習慣の改善（食生活、運動習慣、休養、飲酒、喫煙）

(4) 自然災害への対応力強化

【重点施策】 災害時の被害低減に向けた防災意識と危機対応力の向上

- ① 防災関連の規程・マニュアルの周知徹底（防災関連規程・マニュアルの教育を実施）
- ② 防災訓練の実施（マニュアルに沿った訓練を実施）
- ③ リスク評価と事前の備えの見直し（リスク評価の再評価と装備・備品ならびに規程の見直し）

5.2025年度輸送の安全に関する目標及び重点施策

●事故削減目標

種別	2025年度目標	2024年度実績
人身事故	0件	3件
物損事故（車両相互）	0件	0件
物損事故（車両単独）	15件	19件

●車両故障削減目標

種別	2025年度目標	2024年度実績
路上故障	8件	13件

6.2025年度輸送の安全に関する計画～各種取組について～

(1) 安全最優先・法令遵守の職場風土の醸成

安全最優先・法令遵守の職場風土の醸成に向けて、社長・安全統括管理者による職場巡視の他、運行管理や関係係員により、朝礼時に安全呼称の唱和を行い、意識の高揚を図ります。

社長・安全統括管理者による職場巡視



安全呼称の唱和

朝礼時に安全呼称を唱和

- 正しい行動
 - ・コンプライアンスに反する行動はとらない
- 丁寧な対応
 - ・お客様と接するときは、『思いやり』行動で接する
- 意識の集中
 - ・携わっている仕事に意識を集中して業務に努める

6.2025年度輸送の安全に関する計画～各種取組について～

(2) 安全に係る会議体および内部監査

安全推進会議

社長をトップとする安全推進会議を毎月開催し、安全指導の具体的な年間計画を立案するとともに、その計画に基づいた教育指導および訓練の状況、事故・ヒヤリハットや整備状況などの報告を行い、具体的な指導方法等について協議し、事故防止および改善に取り組めます。

運行管理者会議

安全統括管理者および運行管理者で行う運行管理者会議を毎月実施し、指導教育の取り組みの共有を図り、日常管理における問題点の洗い出しと、対策を検討します。また、経験浅薄運転士や、事故、お客様よりご意見をいただいた運転士について、それぞれに応じた指導教育を検討し、事故防止と接客接遇の向上に取り組めます。

輸送の安全に関する内部監査

内部監査員により「安全方針・安全目標・指導教育基本計画」の取り組み状況を定期的にチェックし、安全上の問題点があれば、積極的に改善に取り組めます。

6.2025年度輸送の安全に関する計画～各種取組について～

(3) 運転士教育

- 全運転士に対し運行管理者が定期的に添乗し、運転操作、お客様対応等について指導を実施します。
- 自身が運転するドライブレコーダーの映像を客観的に確認させることで運転操作やお客様対応の向上を図ります。
- eラーニングを活用した教育プログラムを実施するとともに、事故・ヒヤリハット等の情報共有を行い、全運転士の安全意識と対応力の向上を図ります。

添乗指導



ドライブレコーダーを活用した指導



eラーニングの活用



年間指導教育計画に基づく
プログラムの実施



事故・ヒヤリハット
事案の共有

動画映像による周知



6.2025年度輸送の安全に関する計画～各種取組について～

(3) 運転士教育

- 運転士を少人数の班に分けた班別研修を行い、双方向での意見交換を通じて、安全運転やサービス対応に対する理解を深めます。
- 運転士全員に対し社内外の事故情報やヒヤリハット事例の共有、安全輸送の徹底、エコドライブの推進およびサービスレベルの向上を図ります。

班別研修



・事故やヒヤリハット映像を共有し、自分であればどのように対応するかを考える



・車両感覚を養うための実技訓練や緊急時対応訓練等を実施

6.2025年度輸送の安全に関する計画～各種取組について～

(3) 運転士教育

運輸安全マネジメント研修



コンプライアンス研修



外部講師による交通安全講習



外部研修機関等を活用した教育・研修

- ・自動車事故対策機構（NASVA） 適性診断
- ・クレフィール湖東 安全運転研修

6.2025年度輸送の安全に関する計画～各種取組について～

(4) 表彰制度による安全意識とモチベーションの向上

■3年・5年・10年の節目で無事故・無違反を達成した運転士に対して表彰を行い、その功績を称え他の運転士への模範とし、この表彰制度を通じて、安全運転の継続を促すとともに、安全文化の定着を図ってまいります。

無事故表彰



(5) 健康管理体制の推進

運転士の心身の状態を確認するため健康診断(年2回)を実施するとともに、始業点呼時に健康状態および睡眠不足の状況を確認します。また、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき運転士適性診断を実施し、その結果を活用して個々に応じた指導を行い事故防止を図ります。

この他、睡眠時無呼吸症候群の検査を、入社時および2年に一度全運転士が受診します。

また、脳ドッグ検査を59歳、64歳になる年に受診させ、脳血管疾患に起因する事故の防止を図ります。

7.一般貸切旅客自動車運送事業の内容について (2025年3月31日現在)

(1) 運転士に関する情報

正規雇用（平均勤続年数）		正規雇用以外	合計
33名（12年7か月）		0名	33名
健康保険	33名	—	33名
厚生年金	33名	—	33名
労災保険	33名	—	33名
雇用保険	33名	—	33名

(2) 運行管理者に関する情報

運行管理者 7名 運行管理補助者 5名

(3) 整備管理者に関する情報

整備管理者 1名 整備管理補助者 7名

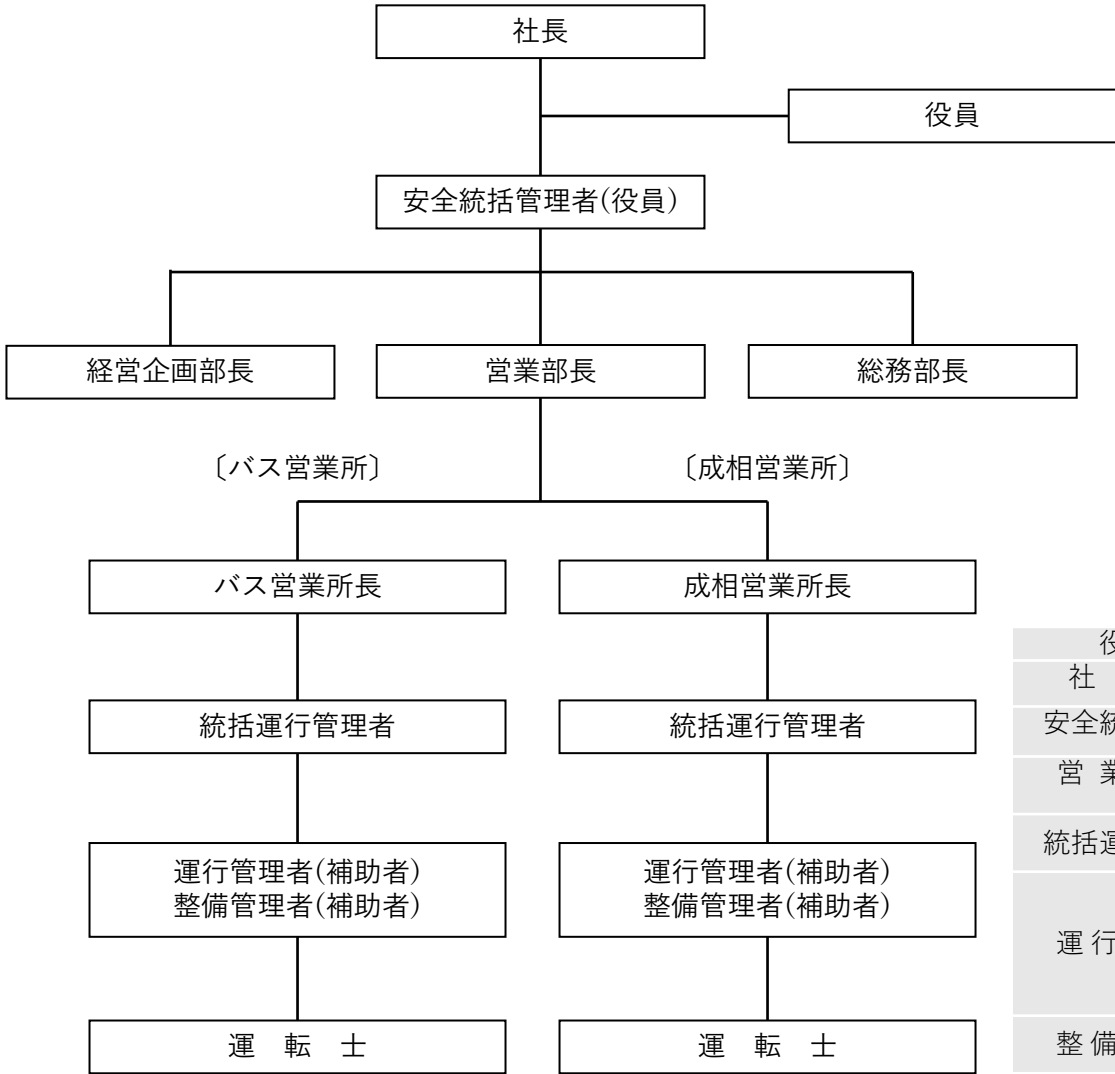
(4) 事業用車両に関わる情報

	車両数	登録年		搭載車両導入数			主な運行の態様
		最古	最新	ドラレコ	デジタコ	ASV	
大型バス	7台	1991年	2018年	7台	7台	1台	貸切輸送等
中型バス	2台	2015年	2015年	2台	2台	2台	貸切輸送等
小型バス	1台	2013年	2013年	1台	1台	0台	貸切輸送等

※任意保険等の加入状況 対人保険：無制限 対物保険：無制限

8. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

■ 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統 (2025年3月31日現在)



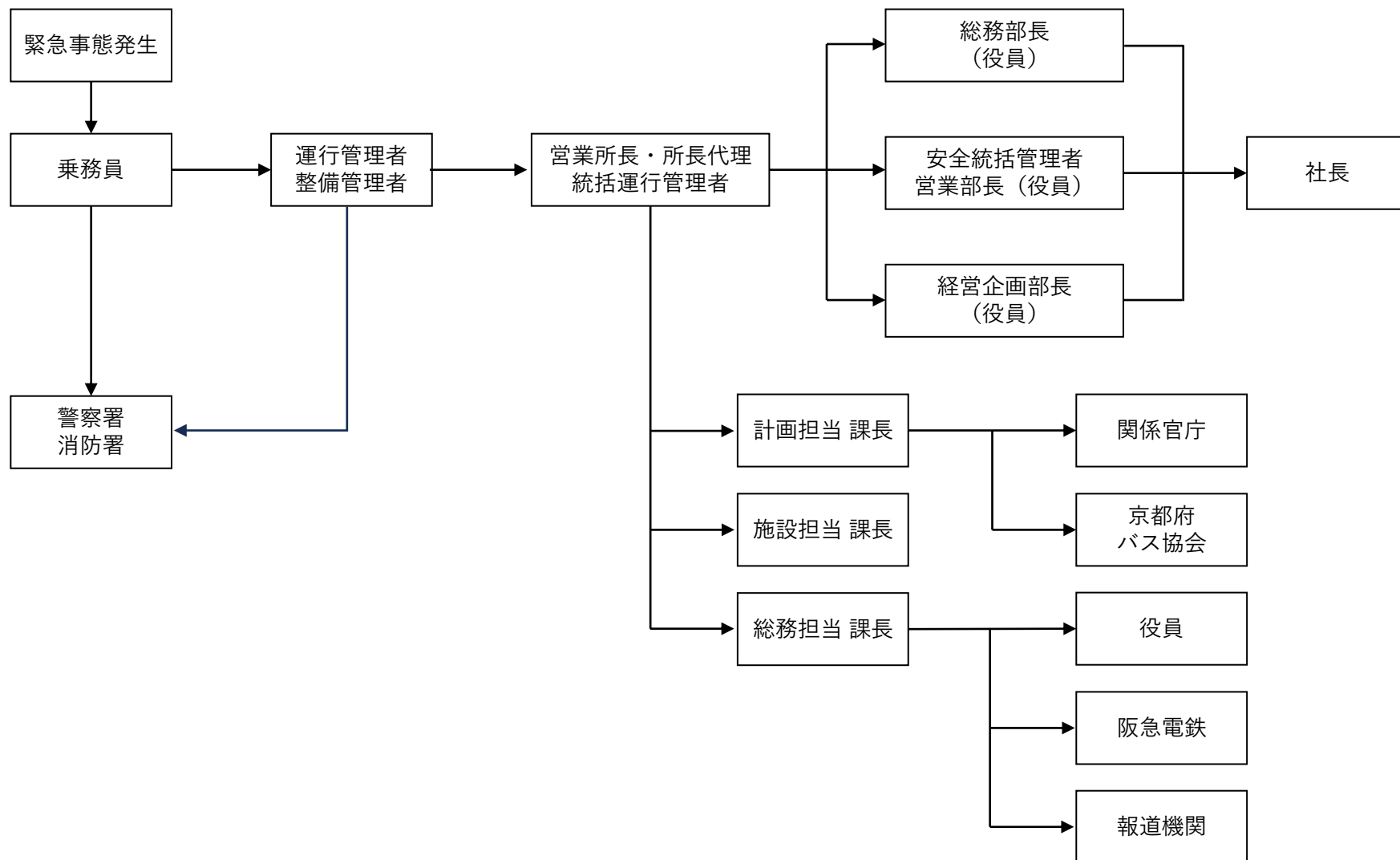
安全統括管理者
(2025年3月31日現在)

取締役営業部長
小室 誠治

役 職	役 割
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
営 業 部 長	安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全に関する指導監督を行う。
統括運行管理者	営業部長の指揮の下、運行管理者の業務を統括する。
運 行 管 理 者	運転士の乗務割の作成、休憩・睡眠施設の保守管理、運転士の指導監督、点呼による運転士の疲労・健康状態等の把握や安全運行の指示等、事業用自動車の運行の安全を確保するための業務を行う。
整 備 管 理 者	自動車の点検および整備並びに自動車車庫の管理に関する業務を行う。

8. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

■ 事故、災害等に関する報告連絡体制（2025年3月31日現在）



9.輸送の安全に関する内部監査について

- (1) 内部監査実施日：2025年1月14日・1月22日
- (2) 監査対象：社長、安全統括管理者、営業所長、運行管理
- (3) 実施内容：安全方針・安全目標・重点施策への理解浸透、現場とのコミュニケーションの状況、指導教育訓練の実施状況、運行管理記録、整備点検記録、施設の維持管理、事故・ヒヤリハット事例の活用状況等について、安全上の問題をチェックしました。
- (4) 監査結果：一部是正、改善事項はありましたが、運輸安全マネジメントに関する取り組みが適切に行われていることを確認しました。

10.ご連絡先

安全報告書へのご感想、当社の安全への取り組みに対するご意見をお寄せください

【ご連絡先】

丹後海陸交通株式会社 経営企画部 内部監査担当

京都府与謝郡与謝野町字上山田641番地1

TEL 0772-42-0330

FAX 0772-42-0349

E-mail webmaster@tankai.jp